

秋市選管告示第20号

令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項第3号および同条第2項ならびに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第1項の規定に基づき、次のとおり定めたので、同法第196条の規定により告示する。

令和5年4月16日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

選挙運動に関する支出金額の制限額

候補者1人あたり 5,810,300円